

新たな防災気象情報の運用

～令和8年の大雨時期から防災気象情報が生まれ変わります～

問合せ先 危機管理課 (☎429-9175)

5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用が始まります。河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報などは、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善で、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断がしやすくなります。

泉佐野市から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された場合は速やかに避難行動をとってください。また、避難指示などが発令されていなくても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された場合は、キキクルや河川の水位情報などを用いて自ら避難の判断をしてください。



	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

ポイント

- 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります。(特別警報の新設など)
- 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。



◀キキクル

自転車の交通違反に反則金が科されます

問合せ先 府警察本部 交通総務課 (☎06-6943-1234)

4月1日(水)以降、道路交通法の改正により、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

16歳以上が運転する自転車を対象で、信号無視や一時不停止、ながらスマホ、右側通行などの違反に青切符が適用され、反則金の納付が必要になります。対象となる違反行為は、100種類以上あり、反則金は原動機付自転車(原付)と同じです。



■主な違反行為と反則金額

主な違反行為	反則金額
携帯電話使用等(保持) 携帯電話を手に持って運転したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切への立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(歩道通行) スピードを出して歩道を通り、歩行者を驚かせ立ち止ませた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合など	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
公安委員会遵守事項違反 【大阪府道路交通規則】 ●ヘッドホン等の使用(警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示など運転に必要な交通に関する音または声を聴くことができない音量の場合) ●傘差し運転(傘を差し、物を担ぎ、または物を持つなど視野等を妨げ、もしくは安定を失うおそれがある場合)	5,000円
軽車両乗車積載制限(二人乗りなど)	3,000円

交通違反通告制度(青切符)とは

違反者が一定期間内に反則金を納めることで刑事罰が科されない制度です。4月以降、警察官が自転車の交通違反を発見した場合、基本的には「指導警告」を行います。16歳以上が運転する悪質・危険な違反行為に対してはこれまでと同様に検挙されます。青切符の導入で変わるのは、検挙後の手続きとなっており、飲酒運転など重大な違反や交通事故を発生させた場合は、これまでと同じく刑事手続きが行われます。